

甲州市農業委員会日程

会期	平成28年 8 月 26 日(金)			自 午後 1 時 30 分
				至 午後 2 時 35 分
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室			
日 程				
1	会議録署名委員の指名			
2	会長報告			
3	議 案			
	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(6 件)	
	第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	(3 件)	
	第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(4 件)	
	第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)	(1 件)	
	第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)	(2 件)	
	第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の承認について	(2 件)	
4	その他			

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成28年8月26日(金) 午後1時26分から午後2時35分
甲州市役所本庁舎 2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 菊島 正輝
7 雨宮 宏	8 荻原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 惠太郎
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

1. 欠席した委員

14 平山 尋文 23 佐藤 和也

1. 本会議の会議録署名委員

4 平山 重三 5 根津 信彦

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、小澤 美紀、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>それでは定刻にはまだ早いですが、皆さんおそろいになりましたので、これより総会を開会したいと思います。開会に先立ちまして皆様で挨拶を交わしたいと思います。（相互に挨拶）</p> <p>それではこれより会長に挨拶をいただき、開会をいたすところではございますが、本日は、会長が体調不良のため欠席となります。そこで、甲州市農業委員会規程第3条の定めにより、西矢職務代理に議事進行をお願いすることになりましたのでご報告申し上げます。それでは、西矢職務代理にご挨拶をいただき、日程に基づき進行をお願いいたします。</p>
職務代理	<p>（職務代理の挨拶）</p> <p>只今から甲州市農業委員会8月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は34名で定足数に達しております。本日、14番 平山 尋文委員、23番 佐藤 和也委員より欠席の旨連絡がありましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、4番 平山 重三委員、5番 根津 信彦委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程2、会長報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、会長報告をさせていただきます。8月16日に平成28年度第1回甲州市国民健康保険運営協議会が甲州市役所で開催されました。以上でございます。</p>
職務代理	<p>只今の会長報告につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>（「なし」との声あり）</p>
議長	<p>それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、6件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、説明をする。）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
1番委員	<p>（議案第1号1番の調査報告をする。）</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。</p> <p>続きまして、議案第1号2番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
11番委員	(議案第1号2番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声多数あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号2番について許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。 次に議案第1号3番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
30番委員	(議案第1号3番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号3番について、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。 次に議案第1号4番、5番につきましては、譲受人が同一人であるため一括上程といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第4番、第5番の許可申請についての朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
32番委員	(議案第1号4番、5番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号4番並びに5番について、許可することにご異議ございませんか。

	<p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号4番並びに5番については許可することに決しました。</p> <p>次に議案第1号6番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
24番委員	(議案第1号6番の調査報告をする。)
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号6番について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。</p> <p>次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、3件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第2号農地法第4条第1番の許可申請について朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
15番委員	(議案第2号1番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。
20番委員	追認案件の意味を教えてください。
事務局	(追認案件について説明する。)
20番委員	何年前に建てられたか教えてください。
事務局	(何年前に建てられたか説明する。)
議長	<p>他に質疑ございませんか。質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第2号1番については許可相当として、山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。</p>

	次に議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明をお願いします。
事務局	(議案第2号農地法第4条第2番の許可申請について朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
8番委員	(議案第2号2番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りいたします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。 次に議案第2号3番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。
事務局	(議案第2号農地法第4条第3番の許可申請について朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
8番委員	(議案第2号3番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4件を上程し、意見を求めます。議案第3号1番を議題といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第3号農地法第5条第1番の許可申請について朗読、説明をする。)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いします。
15番委員	(議案第3号1番の調査報告をする。)
議長	調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)

	<p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。 次に議案第3号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明をお願いします。</p>
事務局	（議案第3号農地法第5条第2番の許可申請について朗読、説明をする。）
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
12番委員	（議案第3号2番の調査報告をする。）
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。 次に議案第3号3番、4番につきましては、譲渡人、譲受人が同一人であるため一括上程といたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	（議案第3号農地法第5条第3番、第4番の許可申請について朗読、説明をする。）
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
28番委員	（議案第3号3番の調査報告をする。）
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号3番並びに4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について1件を上程し、意見を求めます。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定1件について説明し、意見を求める。）

議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。 次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定について2件を上程し、意見を求めます。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画2件について説明し意見を求める。）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声多数あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。 次に議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による農用地利用配分計画案の承認について2件を上程し、意見を求めます。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案2件について説明し、意見を求める。）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声多数あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。 次に日程4その他、事務局より報告及び事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より報告及び事務連絡を3件する。 ・農業用施設等設置の届出1件について説明する。 ・農地の利用状況調査についての依頼および調査期間、方法について説明をする。 ・全国農業新聞の購読料の請求方法について変更点を説明する。</p>
36番委員	<p>農業新聞はどうしても購読しなければいけないものですか。</p>
議長	<p>強制ではないのですが、農業委員の方には見てもらいたいということでお</p>

	<p>願いをしております。</p>
36番委員	<p>事務局より法改正という話がありましたので、法的に購読しなければいけないのかと思ひまして。</p>
事務局	<p>農地法の改正については、担当からも何度か説明をさせていただいているとは思いますが、その中で農業新聞を例にとると、今まで年に1回の徴収で良かったものが、年に4回でという通知がありましたのでご了承をいただければと思います。</p>
事務局長	<p>法改正についてはご了承いただきたいと思いますが、農業新聞には、非常にたくさん全国の事例ですとか、新しい取り組みなど様々な事が情報としてたくさん掲載されておりますので、必ず役に立つとは思っておりますので、ぜひご購読いただいて、農業委員会の活動の参考にしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局よりもう一度説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地の利用状況調査について追加説明をする。)</p>
議長	<p>以上ですけれども、他に委員さんの方からご質問がございましたらお願いいたします。</p>
11番委員	<p>3条の許可申請の内容について、申請事由というところがほとんど相手方要望となっておりますけれども、完全に名義変更のみというような場合は、他の書き方はないものでしょうか。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局長	<p>即答できません。また、検討させていただいて報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>何かその他ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。 (「なし」との声あり) それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただきまして、お礼を申し上げます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>(閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会14時35分)</p>